

入間市健康福祉センタートレーニング室利用者観賞用広告掲載付きテレビ等の寄附採納に関する要領

平成20年10月7日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市有料広告の掲載に関する要綱(平成18年3月6日施行。以下「広告掲載要綱」という。)及び入間市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領(平成18年3月6日施行。以下「広告掲載基準」という。)に基づき、入間市健康福祉センタートレーニング室利用者観賞用広告掲載付きテレビ等(以下「テレビ等」という。)の寄附採納の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所及び広告の位置)

第2条 設置場所及び広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、市民生活に関連したもので、広告掲載要綱及び広告掲載基準に沿ったものとする。

(広告物の作成)

第4条 広告物は、寄附採納者の責任と負担で作成するものとする。

(広告期間)

第5条 広告期間は、設置した日から3年間とする。

(寄附採納者の募集)

第6条 テレビ等の寄附採納を希望する者の募集は、市ホームページ又は広報いるま等により行うものとする。

(寄附採納の申込み)

第7条 寄附採納を希望する者は、広告掲載要綱第11条の「入間市有料広告掲載物寄附採納申込書」に広告の内容を添えて市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(寄附採納の決定)

第8条 市長は、寄附採納の可否を決定したときは、広告掲載要綱の第12条の決定通知書を送付するものとする。

(寄附採納者の責務)

第9条 広告の内容に関する責任は、寄附採納者が負うものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容等が各種法令に違反しているおそれがあると判断したときは、寄附採納者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告物の取り消し)

第11条 市長は、広告の内容が適切でないと判断したときは、寄附採納者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告物を取り消すことができる。

(広告物の取下げ)

第12条 寄附採納者は、自己の都合により、書面を添えて広告物の取下げを市長に申し出ることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、テレビ等の寄附採納に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月7日から施行する。